

人材開発統括官の下に置かれる組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるところによるほか、人材開発統括官の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組織・ 課等の名称	補佐の 定数	専門官		係		専門スタッフ職	
		名 称	定数	名 称	定数	名 称	定数
人材開発総務担当 参事官室	3 (内1)	職業能力開発情報専 門官	1	(人事厚生係) 経理係 総務係 予算係 (監理係) 調整係 企画法令係	7 (内2)		
人材開発政策担当 参事官室	3 (内2)			人材開発政策係 基盤整備係 (管理係)	3 (内1)		
政策企画室	1			企画係 事業係	2		
訓練企画室	3 (内1)	訓練プログラム開発 専門官 訓練改善指導官	2	計画指導係 基準・指導員係 地域高度人材育成係 求職者支援訓練係	4		
特別支援室	2 (内1)	介護労働専門官	1	障害者企画係 (障害者対策係) (構造転換対策係) 介護労働係	4 (内2)		
若年者・キャリア 形成支援担当参事 官室	4 (内1)	若年者雇用推進専門 官 教育訓練推進専門官	2	企画係 中長期的キャリア形 成支援係 若年者就職援助係 若年者雇用対策係 (若年者就職援助第 二係) 若者自立支援係 若者自立支援第二係 地域連携推進係	8 (内1)	キャリアコンサルテ ィング専門官 企業内能力開発分析 官	2
キャリア形成支援 室	3 (内1)	ジョブ・カード推進 専門官	1	企画係 キャリアコンサルテ ィング係 ジョブ・カード企画 係 ジョブ・カード事業 係	4		
企業内人材開発支 援室	3 (内1)			企画係 (雇用型訓練推進係) 人材開発支援係 民間教育訓練機関指 導係 認定訓練係	6 (内1)		

				人材育成係			
能力評価担当参事官室	2 (内 1)			企画係 職業能力評価推進係 管理係	3		
2023年技能五輪国際大会準備室	1			技能振興係 技能競技大会推進係	2		
海外人材育成担当参事官室	4			企画調整係 法規係 管理係 業務管理係 国際対策係	5		
海外協力室	1	海外訓練協力官	3	協力係 開発計画係	2		
技能実習業務指導室	1			法人監理係 指導係 業務運営係	3		
計	31 (内 9)		10		53 (内 7)		2

(注) 1. 併任の官職（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職）を下記の記号で示す。

室長 ----- []

補佐 ----- <内>

専門官・係長 ----- () =名称、<内> =定数

計 ----- <内>

2. 表に定めるもののほか、職業能力開発指導官については、当該官職のうち、若干人を副主任職業能力開発指導官とすることができる。

3. 表に定めるもののほか、上席職業能力検定官については、当該官職のうち、若干人を副主任職業能力検定官とすることができる。

2. 事務分担表

(人材開発総務担当参事官室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	人事厚生係（併）	<p>1 統括官内職員の人事、福利厚生及び研修に関すること。</p> <p>2 叙位、叙勲及び褒賞に関すること。</p> <p>3 統括官・参事官（人材開発総務担当）印及び統括官及び人材開発総務担当参事官室の官印の管守に関すること。</p>
	経理係	1 統括官内の経理事務・物品管理等に関すること。
室長補佐	総務係	<p>1 室内職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>2 統括官内文書の接受、発送及び管理に関すること。</p> <p>3 情報公開・個人情報保護等に関すること。</p> <p>4 統括官内の災害対応・防災対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 統括官内及び室内の情報セキュリティ対策に関すること。</p>
	予算係	<p>1 統括官の所掌に係る予算全体の総括に関すること。</p> <p>2 統括官の所掌に係る予算及びその執行管理に関すること。</p> <p>3 統括官の所掌に係る会計の決算に関すること。</p> <p>4 地方交付税に関すること。</p> <p>5 会計検査院対応の局内取りまとめに関すること</p>
	監理係（併）	<p>1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の行う職業能力開発業務に関する予算及び執行事務の調整に関すること。</p> <p>2 旧独立行政法人雇用・能力開発機構から国に承継された資産の管理及び処分に関すること（他の部局、課及び係の所掌に属するものを除く。）。</p>
室長補佐	調整係	<p>1 国会に関する事務の総括に関すること。</p> <p>2 労働政策審議会人材開発分科会の事務に関すること。</p> <p>3 統括官の所掌に係る事務一般の調整に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 広報に係る連絡調整に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。</p>
	企画法令係	<p>1 法令の調整及び企画に関する事務。</p> <p>2 法令協議に関する事務。</p> <p>3 組織、定員要求に関する事務の総括に関する事務。</p> <p>4 税制に関する事務。</p> <p>5 統括官の所掌に係る施策の取りまとめ等に関する事務。</p> <p>6 行政改革の調整に関する事務。</p>

職業能力開発 情報専門官		1 職業能力開発関係情報の一元的収集及び提供に関する企 画・立案に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。
-----------------	--	---

(人材開発政策担当参事官室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	人材開発政策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材開発政策の企画及び立案に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。 2 室の所掌に係る企画及び調整に關すること（政策企画室、訓練企画室及び特別支援室の所掌に属するものを除く。）。 3 室の所掌に係る法令の制定及び改廃に關すること。 4 職業能力開発基本計画に關すること。
室長補佐（併）	基盤整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働市場インフラの整備状況調査に關すること。 2 「ものづくり基盤技術の振興施策」に關すること。 3 民間教育訓練機関の訓練の質の保証及び向上に關すること。 4 統計情報業務の総括に關すること。 5 「能力開発基本調査」に關すること。 6 職業能力開発関係情報の一元的収集及び提供に關すること。 7 海外の職業能力開発関係情報の調査、把握及び分析に關すること。
室長補佐（併）	管理係（併）	<ol style="list-style-type: none"> 1 室の所掌に係る予算編成及び執行に關すること（訓練企画室及び特別支援室の所掌に属するものを除く。）。 2 室内職員の人事、給与及び福利厚生に關すること。 3 室内文書の接受、発送及び管理に關すること。 4 公共職業能力開発施設の施設整備補助金に關すること（訓練企画室の所掌に属するものを除く。）。 5 地方公共団体等が補助金等で取得した財産の処分に關すること。 6 公共職業能力開発施設等の災害に關すること。

(政策企画室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画係	<p>1 統括官の所掌に係る施策のうち横断的な処理を要するものに関すること（人材開発統括官の定める特定事項に関するものに限る。）。</p> <p>2 統括官の所掌に係る広報に関すること（人材開発統括官の定める特定事項に関するものに限る。）。</p>
	事業係	<p>1 地域創生人材育成事業に関すること。</p> <p>2 中小企業等担い手育成支援事業に関すること。</p>

(訓練企画室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	計画指導係	<p>1 室の所掌に係る調整に関すること。</p> <p>2 室の所掌に係る企画に関すること。</p> <p>3 機構の能力開発関係業務の指導及び連絡調整に関すること（他室及び係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る計画に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。</p>
室長補佐	基準・指導員係	<p>1 職業訓練及び指導員訓練の基準の設定及び運用に関すること。</p> <p>2 訓練修了に伴う資格取得に関すること。</p> <p>3 公共職業能力開発施設における訓練生の受講資格、選考基準の指導に関すること。</p> <p>4 職業訓練指導員に関すること。</p> <p>5 職業訓練用教科書の認定に関する技術的及び専門的な事務に関すること。</p> <p>6 機構の公共職業能力開発施設の整備に係る施設整備補助金に関すること。</p>
室長補佐	地域高度人材育成係	<p>1 室の所掌に係る予算編成及び執行に関すること。</p> <p>2 都道府県の公共職業訓練関係業務の連絡調整に関すること（他部局の所掌に属するものを除く。）。</p>
	求職者支援訓練係	<p>1 求職者支援訓練に係る企画調整に関すること。</p> <p>2 求職者支援訓練業務の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>3 求職者支援訓練認定の基準の設定及び運用に関すること。</p> <p>4 求職者支援訓練業務のうち機構の認定業務に係る指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>5 公共職業訓練及び求職者支援訓練に係るニーズの集約、提供及び活用に関すること。</p> <p>6 認定職業訓練実施奨励金の支給に関する指導及び運営に関すること。</p>
訓練プログラム開発専門官		<p>1 職業訓練コースの開発・検証に係る調整に関すること（地域の関係機関の協働によるものを含む。）。</p>

訓練改善指導官		1 公的職業訓練の分析、評価及び指導・助言に関すること。
---------	--	------------------------------

(特別支援室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	障害者企画係	1 室の所掌に係る調整に関すること。 2 室の所掌に係る企画に関すること。 3 障害者の職業訓練関係業務の企画調整に関すること。 4 障害者の職業訓練関係業務に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
	障害者対策係（併）	1 障害者の職業訓練関係業務の指導及び監督に関すること。 2 障害者職業能力開発校の地方職業能力開発実施計画の調整に関すること。
室長補佐（併）	構造転換対策係（併）	1 室の所掌に係る予算編成及び執行に関すること。 2 就職が困難な者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練に関する事項（他係の所掌に属するものを除く。） 3 訓練手当に関する事項。
	介護労働係	1 介護労働安定センターに対する指導、監督及び連絡調整に関する事項（他部局の所掌に属するものを除く。）。
介護労働専門官		1 介護労働者の能力開発に関する事項。

(若年者・キャリア形成支援担当参事官室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 参事官室の所掌に係る調整に関すること。 室（参事官室のうち、キャリア形成支援室及び企業内人材開発支援室を除いたものをいう。以下この項において同じ。）の所掌に係る企画立案等に関すること（若年者雇用対策係の所掌に属するものを除く。）。 室の所掌の特例民法法人の指導、監督等に関すること。 室の所掌に係る法令の制定及び改廃に関すること。 室に係る業務で他の所掌に属さないもの。
	中長期的キャリア形成支援係	<ol style="list-style-type: none"> 専門実践教育訓練給付制度の講座指定に関すること。 教育訓練講座受講環境整備事業に関すること。 一般教育訓練給付制度の講座指定に関すること。 旧「私のしごと館」の譲渡先における地方自治体、他省庁等関係機関との連絡調整に関すること。
室長補佐	若年者就職援助係	<ol style="list-style-type: none"> 高等学校等就職問題検討会議等文部科学行政との連絡会議に係る業務に関すること（インターンシップに関するこを含む。）。 新卒応援ハローワークの運営に関すること。 学生・生徒、若年者の職業意識形成支援関係業務に関するこ（就職ガイダンス事業に関するこを除く。）。 学校等の行う無料職業紹介事業に関するこ。 新卒者等人材確保推進本部に関するこ。 ジョブセミナー経験交流会に関するこ。 就職・採用活動開始時期の周知・変更に関するこ。 わかものハローワークの運営に関するこ。 フリーター等支援事業に関するこ（電話・メール相談事業を除く。）。

室長補佐（併）	若年者雇用対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 若年者雇用対策に係る企画立案に關すること。 2 若年者雇用対策に係る職業安定局との連絡調整に關すること。 3 新規学卒者の就職内定状況等の取りまとめに關すること。 4 内定取消しに關すること。 5 卒業後3年以内離職率に關すること。 6 若年者の雇用管理改善等に關することのうち指針に基づく事業主等指導及びフリーターの現状に係る周知事業に關すること。 7 若年者雇用対策に係る業務で他の係の所掌に屬しないもの。
	若年者就職援助第二係（併）	<ol style="list-style-type: none"> 1 若者雇用促進法に基づく認定制度（若者雇用促進総合サイトに關することを含む。）に關すること。 2 若者雇用促進法に基づく職場情報の提供に關すること。 3 若年者地域連携事業に關すること。 4 若年者の雇用管理改善等に關すること（若年者雇用対策係の所掌に屬するものを除く。）。 5 助成金（特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース及び三年以内既卒者等採用定着コース））に關すること。 6 学生・生徒、若年者の労働関係法令の知識の付与に關すること。 7 就職ガイダンス事業に關すること。 8 電話・メール相談事業に關すること。
室長補佐	若者自立支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域若者サポートステーション事業に關すること（若者自立支援第二係の所掌に屬するものを除く。）。 2 室（参事官室のうち、キャリア形成支援室及び企業内人材開発支援室を除いたものをいう。）の所掌に係る予算編成及び執行に關すること。 3 参事官室内職員の人事、給与及び福利厚生に關すること。 4 参事官室内文書の接受、発送及び保存に關すること。 5 参事官室内の物品の受払いに關すること。
	若者自立支援第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域若者サポートステーション事業のうち広報、サポートステーションネット及び満足度調査に關すること。 2 若者自立支援中央センター事業に關すること。 3 地域若者サポートステーション事業に係る関係機関との連携推進に關すること。

	地域連携推進係	1 地域若者サポートステーション事業のうち定着・ステップアップ事業に関すること。
若年者雇用推進専門官		1 若年者雇用対策の企画立案及び総合的な調整に係る専門的及び技術的事項に関すること。 2 若年者雇用問題に関する国民各層の意識・関心の喚起を図るための対策に関すること。 3 その他特命に関すること。
教育訓練推進専門官		1 教育訓練給付制度の対象講座の拡充に係る企画立案・総合調整に関すること。 2 その他特命に関すること。
キャリアコンサルティング専門官		1 キャリアコンサルティング登録制度等のキャリアコンサルティング施策に係るキャリアコンサルティング施策に係る専門的及び技術的事項に関すること。 2 キャリアコンサルティングに関する調査研究に係る専門的及び技術的事項に関すること。 3 その他特命に関すること。
企業内能力開発分析官		1 企業による労働者の能力開発の取組についての調査、研究、情報の分析に関すること。 2 その他特命に関すること。

(キャリア形成支援室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画係	<p>1 室の所掌に係る施策の企画立案等に関すること。</p> <p>2 室の所掌の調整に関すること。</p> <p>3 室の所掌に係る法令の制定及び改廃に関すること。</p> <p>4 室に係る業務で他の所掌に属さないもの。</p> <p>5 勤労青少年ホームの整理、定時制・通信制高等学校に対する支援その他旧勤労青少年福祉法に関すること。</p> <p>6 キャリア支援企業表彰事業に関すること。</p>
室長補佐	キャリアコンサルティング係	<p>1 キャリアコンサルタント登録制度に関すること(キャリアコンサルティング専門官の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>2 キャリアコンサルティングの普及促進に関すること。</p> <p>3 キャリアコンサルティングに関する調査研究に関すること(キャリアコンサルティング専門官の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>4 キャリア教育に係る他省庁との連携に関すること。</p> <p>5 企業内外におけるキャリアコンサルティングの実施体制整備に関すること。</p>
室長補佐(併)	ジョブ・カード企画係	<p>1 ジョブ・カード制度に係る企画・立案等に関すること。</p> <p>2 学生・生徒に対するジョブ・カードの普及に関すること。</p> <p>3 ジョブ・カード講習事業に関すること。</p> <p>4 ジョブ・カードの活用に関する調査研究に関すること</p>
	ジョブ・カード事業係	<p>1 ジョブ・カードの制度推進計画に関すること。</p> <p>2 ジョブ・カードの普及(ジョブ・カード企画係及びジョブ・カード推進専門官の所掌に属するものを除く。)、電子化に係る事業に関すること。</p> <p>3 ジョブ・カード制度推進事業に関すること。</p> <p>4 その他ジョブ・カードに関すること(ジョブ・カード企画係の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>5 室の所掌に係る予算編成及び執行に関すること。</p> <p>6 他の係の所掌に属さない管理的事務に関すること。</p>
ジョブ・カード推進専門官		<p>1 ジョブ・カード制度に係る事業主団体等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 ジョブ・カード制度に係る周知及び関係者等への指導に関すること。</p>

(企業内人材開発支援室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 室の所掌に係る施策の企画立案等に関すること。 室の所掌の調整に関すること。 室の所掌に係る法令の制定及び改廃に関すること。 省ホームページの運営・管理に関すること（事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者の選任に関するものに限る。）。 情報関連人材育成事業に関すること。 室に係る業務で他の所掌に属さないもの。
	雇用型訓練推進係 (併)	<ol style="list-style-type: none"> 雇用型訓練に関すること（中小企業等担い手育成訓練に関するのを除く。）。 実習併用職業訓練計画の認定に関すること。
室長補佐	人材開発支援係	<ol style="list-style-type: none"> 人材開発支援助成金の支給に関すること（旧キャリア形成促進助成金に関する事とを含み、特別育成訓練コース及び他局の所掌に属するものを除く。）。
	民間教育訓練機関指導係	<ol style="list-style-type: none"> 企業内人材育成推進助成金の支給に関すること。
室長補佐（併）	認定訓練係	<ol style="list-style-type: none"> 職業能力開発促進法第24条の規定に基づく認定に関する事。 職業訓練法人に関する事。 認定職業訓練実施優良事業主及び優良団体等の表彰に関する事。 定例業務統計報告のうち、民間訓練に関する事。 認定訓練助成事業費補助金制度及び広域団体認定訓練助成金に関する事。 建設労働者緊急育成支援事業に関する事。
	人材育成係	<ol style="list-style-type: none"> 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）に関する事と（キャリアアップ助成金（人材育成コース）に関する事とを含み、中小企業等担い手育成訓練に関するのを除く。）。 若年者人材育成・定着支援奨励金に関する事。 室の所掌に係る予算編成及び執行に関する事。 他の係の所掌に属さない管理的事務に関する事。

(能力評価担当参事官室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	企画係	1 室の所掌に係る調整に関すること。 2 室の所掌に係る企画に関すること。 3 室の所掌に係る法令の制定及び改廃に関すること。 4 各業界団体等が行う技能競技大会等に対する後援名義等の交付に関すること。
	職業能力評価推進係	1 職業能力評価基準の策定に関すること。 2 職業能力評価手法の開発に関すること。 3 業種別キャリア形成支援を推進する事業主団体の支援に関すること。 4 各種職業能力評価に係る成果物の普及促進に関すること。
室長補佐	管理係	1 室の所掌に係る予算編成及び執行に関すること。 2 室内職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 3 室内文書の接受、発送及び管理に関すること。 4 中央職業能力開発協会の組織及び運営一般に関すること。 5 技能者に係る叙勲に関すること。

(2023年技能五輪国際大会準備室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	技能振興係	1 若年技能者の育成等技能振興施策に関する事。 2 卓越した技能者の表彰等技能振興に係る表彰に関する事。
	技能競技大会推進係	1 各種技能競技大会の実施に関する事。 2 技能五輪国際大会の招致に関する事。

(海外人材育成担当参事官室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画調整係	<p>1 室の所掌に係る調整に関すること（海外協力室の所掌に属するものを除く。以下同じ。）。</p> <p>2 室の所掌に係る企画に関すること。</p> <p>3 技能実習制度の立案に関すること。</p>
	業務管理係	1 既存及び新規の対象職種に係る技能評価試験の適正な実施の確保に関すること。
室長補佐	法規係	1 室の所掌に係る法令の制定及び改廃に関すること（海外協力室の所掌に属するものを除く。）。
室長補佐	管理係	<p>1 室の所掌に係る予算編成及び執行に関すること（海外協力室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 室内職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>3 室内文書の接受、発送及び管理に関すること。</p>
室長補佐	国際対策係	1 国際関係業務（二国間取決めの交渉を含む。）に関すること。

(海外協力室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	協力係	<p>1 統括官の所掌事務に係る国際協力全般についての総合調整にすること（本室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 室の所掌に係る調整にすること。</p> <p>3 室の所掌に係る企画にすること。</p> <p>4 室の所掌に係る法令の制定及び改廃にすること。</p> <p>5 ワーキングホリデーにすること。</p>
	開発計画係	<p>1 室の所掌に係る予算編成及び執行にすること。</p> <p>2 東南アジア諸国連合（ASEAN）人材養成協力事業にすること。</p> <p>3 アジア・太平洋経済協力（APEC）人材養成協力事業にすること。</p> <p>4 技能評価システムの移転促進にすること。</p> <p>5 職業訓練に係る外国人留学生の受入の実施にすること。</p>
海外訓練協力官		<p>1 海外職業能力開発施設の設置、運営等についての技術協力にすること。</p> <p>2 職業能力開発に係る個別専門家派遣、単独機材供与及び研修員の受入（個別研修員の受入、集団研修コース及び国別特設コース）にすること。</p> <p>3 アジア・太平洋地域技能就業能力計画にすること。</p>

(技能実習業務指導室)

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	法人監理係	1 外国人技能実習機構の組織及び運営一般に関すること。
	指導係	1 主務大臣及び外国人技能実習機構による指導方針の策定に関する企画調整に関すること。 2 監理団体等に対する立入検査、改善命令等並びに技能実習計画の認定の取消し、監理団体に対する許可の取消し等に関すること。
	業務運営係	1 関係機関等（法務省、労働基準監督署、地方公共団体等）との連絡調整に関すること。 2 技能実習責任者等に対する講習の管理・運営に関すること。 3 監理団体の許可に伴う監理団体審査部会の運営に関すること。 4 その他、技能実習制度の業務運営に関する事（他係の所掌に属するものを除く。）。